

放棄した債権の報告について

下呂市債権管理条例（平成 29 年下呂市条例第 22 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	人数 (人)	件数 (件)	金額(円)	放棄年月日
学校給食費 (学校給食センター)	第 4 号	1	6	28,600	令和 4 年 12 月 1 日
水道料金 (上下水道課)	第 1 号	7	32	48,308	令和 5 年 3 月 27 日
	第 3 号	1	4	24,790	
	第 6 号	2	14	19,647	
	計	10	50	92,745	
医療費個人負担金 (金山病院)	第 1 号	3	8	208,590	令和 5 年 3 月 27 日
	第 6 号	3	3	122,860	
	第 7 号	1	1	60,000	
	計	7	12	391,450	
合計		18	68	512,795	

※ 件数は、月単位で発生した債権は月単位で、年度単位で発生した債権は年度単位で累計

令和 5 年 9 月 1 日提出

下呂市長 山内 登

放棄事由の概要

下呂市債権管理条例第16条第1項

- 第1号 消滅時効に係る時効期間の満了
- 第2号 相続に係る限定承認があった場合で相続財産からの弁済見込なし
- 第3号 相続人不存在又は相続放棄
- 第4号 破産免責等
- 第5号 強制執行後の無資力
- 第6号 徴収停止後の期間経過
- 第7号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第8号 債権の存在につき法律上の争いがある場合に勝訴の見込みがない